

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和4年7月22日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和4年7月22日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン大垣
大垣市三塚町丹瀬463番1 外49筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 大山 一也
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

株式会社コロナワールド
代表取締役 室橋 義隆
愛知県小牧市間々本町200番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番 地1 他19社	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番 地1 他21社

4 届出年月日

令和4年7月15日